

# 令和4年度クールビズ実施要領

- 1 目的 地球温暖化対策における率先した取り組みとして、庁内の省エネルギー対策を実施するとともに、電力の安定供給を確保する必要があることから、「大崎市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編 第3次)第5章第2節に掲げた取り組みを徹底するため、軽装勤務(クールビズ)を実施する。
- 2 実施期間 令和4年5月1日(日)から令和4年9月30日(金)まで  
※なお、10月の寒い日・暑い日には室温の適正な管理と、各自の判断による軽装などの取り組みを継続していきます。
- 3 対象
  - (1) 対象職員 全職員
  - (2) 対象施設 職員が事務従事する全ての施設(指定管理施設も含む)  
ただし、病院や教育施設等については、サービス低下を招くことのないよう取り組むこと。
- 4 実践項目
  - (1) 冷房設定  
冷房使用期間・・・7月から9月までとする。  
冷房使用時の室温・・・28℃(冷房の設定温度を28℃にするということではありません。)  
※冷房設備が集中管理となっている施設は、設備管理者が管理するようお願いします。  
※冷房は必要な場所に必要な時だけ使用し、かつ、間欠運転の実施にご協力ください。
  - (2) 服装  
室温28℃で快適に執務できる服装を推奨します。  
(ノーネクタイ, ノー上着, ポロシャツ等の着用)  
※来庁者に失礼のないよう、それぞれの職場にふさわしい服装、色柄を心掛けてください。  
※事務室の室温状況により柔軟な対応をお願いします。
  - (3) プラスの実践事項  
地球温暖化防止のためにクールビズにプラスして、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを実践しましょう。また、さまざまなアイデア・工夫により快適に過ごしましょう。  
【例】
    - ・ 定時退庁の励行 ・ 使用していない場所の消灯の徹底
    - ・ ブラインド等の活用や植物のカーテン(グリーンカーテン)の設置
    - ・ 照明の間引きの実施 ・ 職員のマイボトル持参 等
- 5 周知方法
  - ・ 庁舎へポスター掲示をします。